

高岡市 「こども誰でも通園制度」の 利用者を募集します！



「こども誰でも通園制度」とは？

こども1人あたり月10時間まで就労要件を問わず
保育園等を利用できる制度です！

集団生活を通じた同年代のこどもとの交流の機会と
してご利用いただくことができます。

実施施設・利用定員

- はおか保育園（高岡市波岡 156 番地）
1 時間当たり 0 歳児～2 歳児 3 人程度
- 戸出西部保育園（高岡市戸出町 5-11-2）
1 時間当たり 1 歳児 8 人まで

利用対象

次の①～③全てに該当するお子様が利用可能です。

- ①高岡市に住民票がある
- ②利用日時点で 0 歳 6 か月～満 3 歳未満 である
- ③保育所、認定こども園等に在籍していない

利用料金 一人 1 時間あたり 300 円

※保険料の実費負担が必要です。

※給食等が必要な時間に利用する場合は、給食
代の実費負担が必要です。

※世帯状況によって減免を受けられる場合があり
ます。

○はおか保育園

事前面談 令和 7 年 4 月 1 日(火)～
実施開始日 令和 7 年 4 月 1 日(火)
実施終了日 令和 8 年 3 月 31 日(火)

○戸出西部保育園

事前面談 令和 7 年 10 月 1 日(水)～
実施開始日 令和 7 年 11 月 4 日(火)
実施終了日 令和 8 年 3 月 31 日(火)

＜利用開始までの流れ＞ ※詳細は高岡市ホームページをご確認ください。

1 申請

- ・高岡市子ども・子育て課へ「高岡市乳児等通園支援事業利用認定申請書」を
ご提出ください。
- ※紙媒体又は「富山県電子申請サービス」から申請可能です。



2 事前面談

- ・高岡市子ども・子育て課から「利用認定書」が届いたら、利用を
希望する保育園に事前面談をお申し込みください。



3 利用予約

- ・利用を希望する保育園に利用予約を行ってください。

4 利用当日

- ・施設で利用料金等をお支払いください。

【お問い合わせ先】

高岡市役所 2 階 福祉保健部子ども・子育て課 15 番窓口(0766-20-1377)

※「富山県電子申請サービス」は右の QR コードからアクセスいただけます。

【電子申請はこちら】

